

玉縄青少年会館自動ドア点検業務仕様書

(業務の委託)

第1条 発注者は頭書の業務を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(施行場所)

第2条 本物件の施行場所は、鎌倉市玉縄一丁目2番地1玉縄青少年会館内とする。

(業務の対象及び内容)

第3条 業務の対象及び内容は、次のとおりとし、細部の事項については、仕様書に定めるとおりとする。

(1) 対象

- ア 機種及台数 ナブコドアオペレータ DS型 1台
- イ 付属機器 操作スイッチ、コントロールBOX、油圧(又は空気)配管、電気配線、その他ドアオペレータについて乙の施工したもの的一切を含むものとする。

(2) 内容

- ア 定期保守 年3回 7月・11月・3月。機械及び付属機器の点検調整を行う。
- イ 故障修理 不時の故障の際、発注者より通知のあった時は、受注者は直ちに技術員を派遣し、迅速に修理するものとする。なお、部品の取替、分解整備は、それが必要の際は予め発注者の承認を得て行う。ただし、部品及び分解整備の実費は別途に発注者の負担となる。

別紙 自動ドア保守点検項目

1 保守点検整備の対象

- (1) ナブコ製ドアエンジン装置（本体）
- (2) ドアエンジン動力部装置
- (3) ドアエンジン制御部装置
- (4) ドアエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

2 保守点検整備の内容

- (1) 定期保守点検は次の項目について行う。

- ア ドアエンジン装置各部の点検及び調整
- イ ドアエンジン開閉速度、クッション作動の異常有無の点検及び調整
- ウ ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検及び調整
- エ ドアが当たっていないか、すれていないかの点検整備
- オ 消耗度のはなはだしい部品はないかの点検
- カ その他細部の点検及び調整

- (2) 不調時の点検調整

発注者の依頼により受注者は技術員を派遣し、点検する。なお、装置部品の取替及びオーバーホールが必要が生じた場合は発注者の承認を得て行うこと。